厚木市避難行動要支援者
避難支援計画（全体計画）

～ 地域ぐるみの助け合い ～

平成 28 年 11 月

厚　木　市

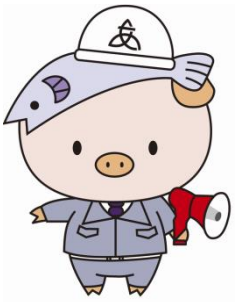

厚木市マスコットキャラクター

あゆコロちゃん

目次

目次……1
1　基本的な考え方……2
(1) 背景と目的……2
(2) 計画の位置付け……2
(3) 計画の構成……2
2　避難支援の対象者……4
(1) 要配慮者とは……4
(2) 避難行動要支援者とは……4
3　避難支援の体制……5
(1) 避難支援等関係者とは……5
(2) 自助・共助・公助の連携……6
4　避難行動要支援者名簿の作成等……7
(1) 作成する名簿の種類……7
(2) 名簿情報の掲載事項……7
(3) 個人情報の収集及び把握……7
(4) 名簿情報の更新……8
5　名簿の提供……8
(1) 避難支援等関係者への名簿情報の事前提供……8
(2) 災害発生時の名簿情報の提供……9
6　名簿情報の管理……10
(1) 市の名簿情報の管理……10
(2) 避難支援等関係者の名簿情報の管理……10
7　個別計画の作成等……11
(1) 個別計画の作成……11
(2) 個別計画の共有……11

(3) 個別計画の記載事項 11
8　避難行動要支援者の避難支援 13
(1) 市及び避難支援等関係者の役割 13
(2) 避難のための防災情報の伝達 14
ア　避難を促す防災情報 14
イ　防災情報の伝達手段 14
(3) 避難行動要支援者の安否確認 15
(4) 避難所への避難支援 15
(5) 避難支援等関係者の安全確保 16
9　避難所における支援 16
(1) 避難所における良好な生活環境の確保 16
(2) 避難所での情報伝達 16
(3) 保健福祉サービスの提供 17
(4) 在宅の避難行動要支援者への支援 17
(5) 緊急受入れ施設及び福祉避難所の充実 17
10　より充実した支援のために 19
(1) 避難行動要支援者本人を始めとする市民の防災意識の啓発 19
(2) 防災訓練等の実施 19
(3) 避難支援等関係者との関係強化 20
(4) 民間団体等との連携 20

1　基本的な考え方

(1) 背景と目的

本市では、平成 20 年から災害時要援護者支援制度に基づいて、自主防災隊（災害時に自治会ごとで地域防災対策活動を行う組織をいう。）や民生委員・児童委員に名簿情報を提供し、地域における避難支援体制づくりに取り組んできました。

このような中、平成 23 年の東日本大震災では、65 歳以上の高齢者が犠牲者の６割を占めたほか、障がい者の死亡率は被災住民全体の２倍に上がるなど、健常者と比べてより多くの方が犠牲になったことが明らかになりました。

また、このような中、被災傾向は、大規模地震のみならず近年の河川氾濫や土砂災害などでも共通してみられることから、災害が発生した際に自力で避難することが困難な方々に対して、どのように実効性のある避難支援を行うのかが、改めて重要な課題として問われています。

これらの教訓を踏まえて、国が平成 25 年６月に災害対策基本法を改正し、災害時要援護者への対策を全面的に見直したことを受け、本市でも、平成 27 年 10 月に厚木市地域防災計画を修正し、これまでの災害時要援護者支援制度を改め、法改正に即した避難行動要支援者支援計画（以下「全体計画」という。）を厚木市地域防災計画に位置付けました。

全体計画は、本市の避難行動要支援者対策をより確かなものにするため、自ら災害に備える**「自助」**、地域での助け合いによる**「共助」**及び市の取組である**「公助」**が連携し、相互に支え合いながら、大規模災害時における地域の安心・安全を強化することを目的とします。

(2) 計画の位置付け

全体計画は、厚木市地域防災計画、厚木市地域福祉計画及び厚木市障害者福祉計画に定めのある災害時要支援者の避難支援に関する事項を具体化し、市の避難支援体制の整備を図るための計画として位置付けます。

(3) 計画の構成

全体計画は、避難行動要支援者支援等の基本的な考え方及び進め方を定めたもので、避難支援等関係者が作成する避難行動要支援者一人一人の特徴に応じた避難支援を定めた避難行動要支援者個別計画（以下「個別計画」という。）の２層構造とします。

【厚木市避難行動要支援者避難支援計画の位置付け】

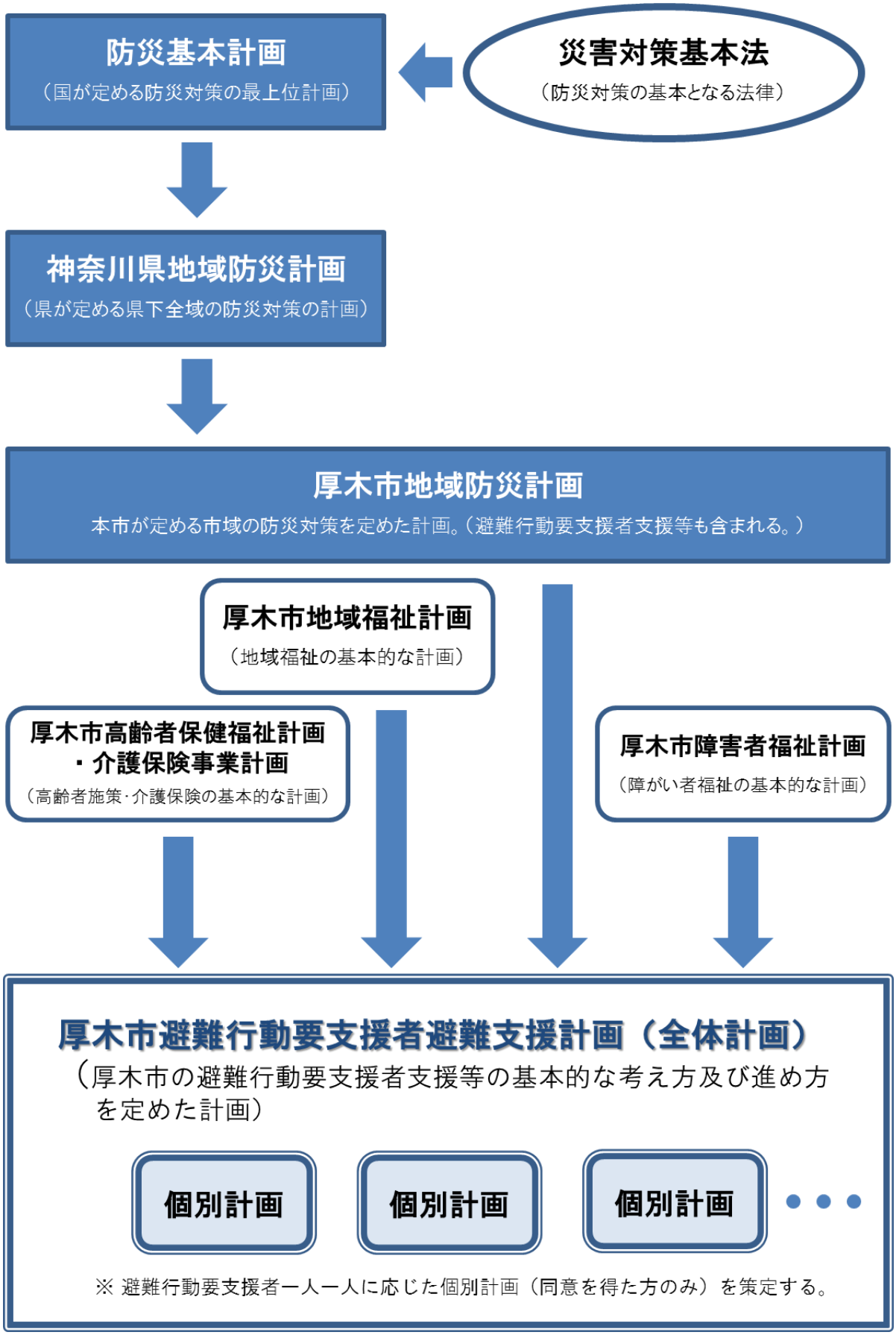

2　避難支援の対象者

(1) 要配慮者とは

災害が発生した際に、必要となる情報を的確に把握し、災害から身を守るために安全な場所に避難するなど、適切な防災行動をとることが困難な人や避難所での避難生活に一定の配慮及び支援が必要な人を**「要配慮者」**といいます。

具体的には、高齢者、障がい者（児）、妊産婦、乳幼児、外国人その他災害時に一定の配慮を要する人が要配慮者に該当します。

(2) 避難行動要支援者とは

要配慮者のうち、災害が発生した際に自力で避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難をするために、特に支援が必要な在宅の方で、次の要件に該当する人を**「避難行動要支援者」**として、避難支援の対象とします。

なお、要配慮者の中には、在宅ではなく医療機関や福祉・介護施設に入所している方もいますが、当該施設内で日常的に支援を受けることができることから、これらの方については、避難行動要支援者に該当しません。

避難行動要支援者となる人の要件

① 要介護認定者(3～5)

② 下肢又は体幹機能障がい者(1級、2級)

③ 視覚障がい者(1級、2級)

④ 療育手帳(A1、A2)の所持者で 18 歳以上 65 歳未満の健常者が同居していない者

⑤ 精神障害者保健福祉手帳(1級)の所持者で 18 歳以上 65 歳未満の健常者が同居していない者

⑥ 小児慢性特定疾病医療受給者(重度認定)

⑦ 上記以外で自主防災隊、民生委員・児童委員等が支援の必要を認め、本人が同意した者

※ いずれの要件も在宅の方のみを対象とします。

【要配慮者と避難行動要支援者のイメージ】

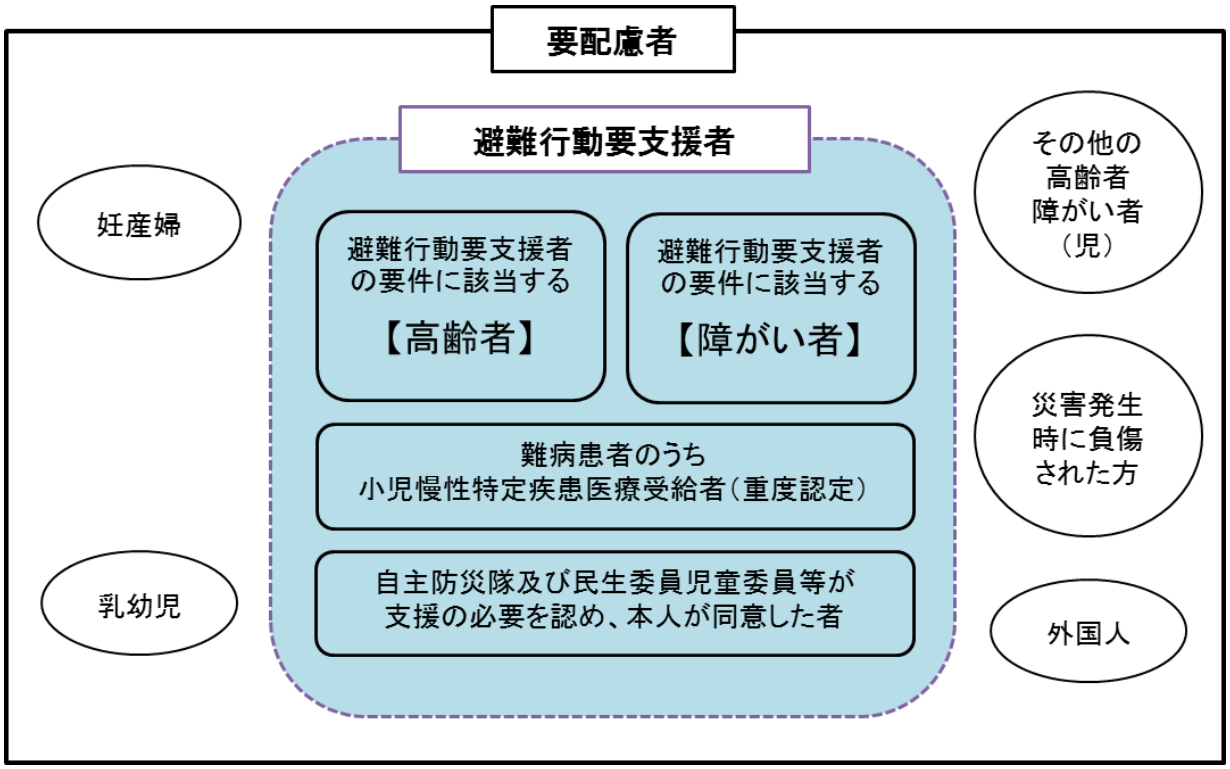

3　避難支援の体制

(1) 避難支援等関係者とは

災害が発生した際に、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、避難所での生活支援等に携わる関係者及び関係機関を**「避難支援等関係者」**といいます。

市では、避難行動要支援者の名簿をあらかじめ作成し、福祉や防災等の関係部署のほか、避難支援等関係者とも名簿情報を共有することで、地域ぐるみの避難支援体制づくりを進めます。

避難支援等関係者

自主防災隊、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、
地域包括支援センター、
障がい者基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センター
厚木警察署、消防団

⑵ 自助・共助・公助の連携

大規模地震などの災害では、広域にわたって被災するため、行政機関による救援活動である「公助」が発災直後から十分に機能しない場合もあります。

そこで、避難行動要支援者本人も含めて、まずは自分や家族の命は自ら守るという「自助」、自主防災隊や近隣住民との助け合いによる「共助」が必要となります。

この「自助」と「共助」と「公助」が、それぞれの役割を分担しつつ、互いに連携しながら地域における避難行動要支援者の避難支援体制を築いていくことが大切です。

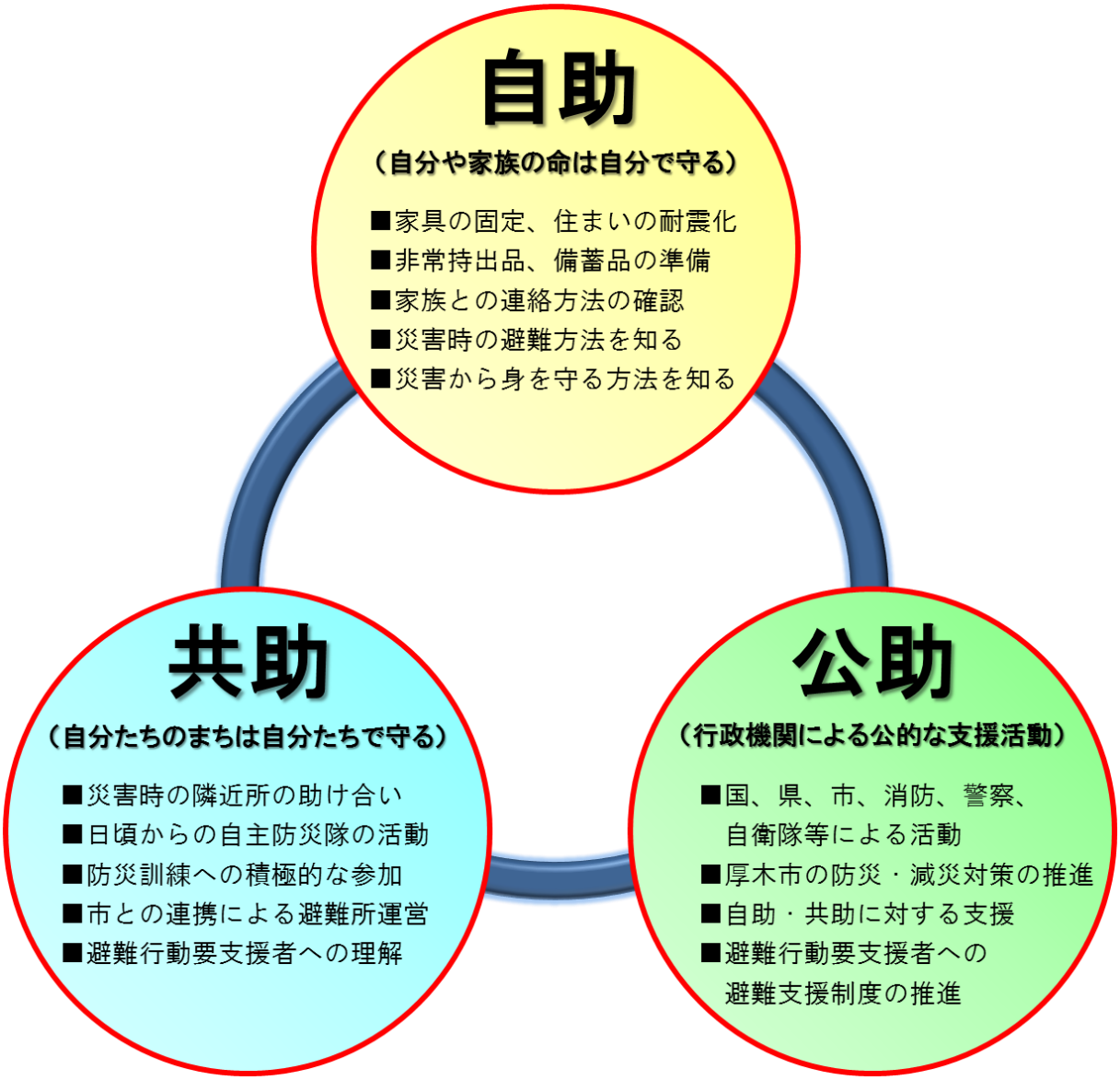

4　避難行動要支援名簿の作成等

(1) 作成する避難行動要支援名簿の種類

市は、市が保有する個人情報を基に避難行動要支援名簿（以下「名簿」という。）を作成します。

市では、**「平常時から避難行動要支援者本人の同意に基づき避難支援等関係者に事前提供する名簿」**と**「災害発生時に避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で、法令に基づき避難支援等関係者に提供する名簿」**の２種類の名簿をあらかじめ作成します。

(2) 名簿情報の掲載事項

市は、法令及び国の取組指針に基づき、次の事項を名簿に掲載します。

避難行動要支援名簿に掲載する事項

① 氏名
② 年齢(生年月日)
③ 性別
④ 住所
⑤ 電話番号その他連絡先
⑥ 避難行動要支援者の対象区分
⑦ 支援する自主防災隊及び民生委員・児童委員の氏名等

【避難行動要支援名簿のイメージ】

避難行動要支援者名簿　　秘　　1 ページ

(地区:　、同意:全て)　　平成　年　月　日作成

要支援者番号	同意区分	フリガナ / 氏名	生年月日 年齢	生年月日 性別	対象者区分	郵便番号 / 住所	電話番号	自主防災隊 / 民生委員	更新日
00000001		ｱﾂｷﾞ ﾀﾛｳ	S14/8/7		高齢者のみ世帯(住基)，介護認定(要介護2)，身体障害1級(視覚障害)	243-0001	221-1234	○○○○○○	H27/4/22
		厚木　太郎	76	男		厚木町1番2号		○○○○	
00000002		ｻﾄｳ ﾊﾅｺ	S3/10/1		一人暮らしの高齢者(住基)，介護認定(要介護1)，身体障害1級(視覚障害)	243-0002	223-5678	○○○○○○	H28/2/17
		佐藤　花子	87	女		飯山1234-56		○○○○	

(3) 個人情報の収集及び把握

名簿に掲載される個人情報のうち、① 氏名、② 年齢（生年月日）、③ 性別、④ 住所、⑥ 避難行動要支援者の対象区分は、市の担当部署及び県が所管している情報を収集し、名簿情報として把握します。

また、⑤ 電話番号その他の連絡先、⑦支援する自主防災隊及び民生委員・児童委員の氏

名等については、名簿掲載対象者（若しくは家族等）から市に提出していただく「厚木市名簿提供同意書」又は自主防災隊及び民生委員・児童委員からの情報により把握します。

【名簿に掲載する情報を所管している担当部署等】

名簿に掲載する事項	個人情報の収集元	担当部署
全ての対象者 （氏名･年齢･性別･住所）	住民基本台帳	市民課
障がい者 （下肢又は体幹機能障がい者、視覚障がい者、知的障がい者精神障がい者）	各種障害者手帳の台帳情報	障がい福祉課
要介護認定者 （要介護3～5）	要介護認定情報等	介護福祉課
小児慢性特定疾病医療受給者	神奈川県が保有する情報	神奈川県

(4) 名簿情報の更新

市は、避難行動要支援者の状況を定期的に把握し、災害発生時に迅速かつ適切な避難支援を行うため、毎年４月と 10 月の年２回、名簿情報を更新します。

名簿情報の更新の際には、避難行動要支援者の要件に該当し、新たに掲載対象となる方を追加するほか、転居、死亡、病院への長期入院及び社会福祉施設への長期入所等を確認した方を名簿から削除します。

なお、避難支援等関係者のうち、自主防災隊及び民生委員・児童委員については、４月と 10 月に更新した名簿を提供し、それ以外の避難支援等関係者は毎年４月に更新した名簿を提供します。

5　名簿の提供

(1) 避難支援等関係者への名簿情報の平常時の提供

名簿は、適正な管理が確保されることを条件として、平常時から自主防災隊、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者に提供し、情報共有を図ることで、災害発生時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結び付きます。

そこで、市は、避難行動要支援者本人の意向を郵送等で確認し、同意のあった方から「避

難行動要支援者登録申請書兼情報提供同意書」を市に提出していただくことで、避難支援等に必要な情報を名簿に掲載し、避難支援等関係者に提供します。

【名簿情報を平常時に提供する際の流れ】

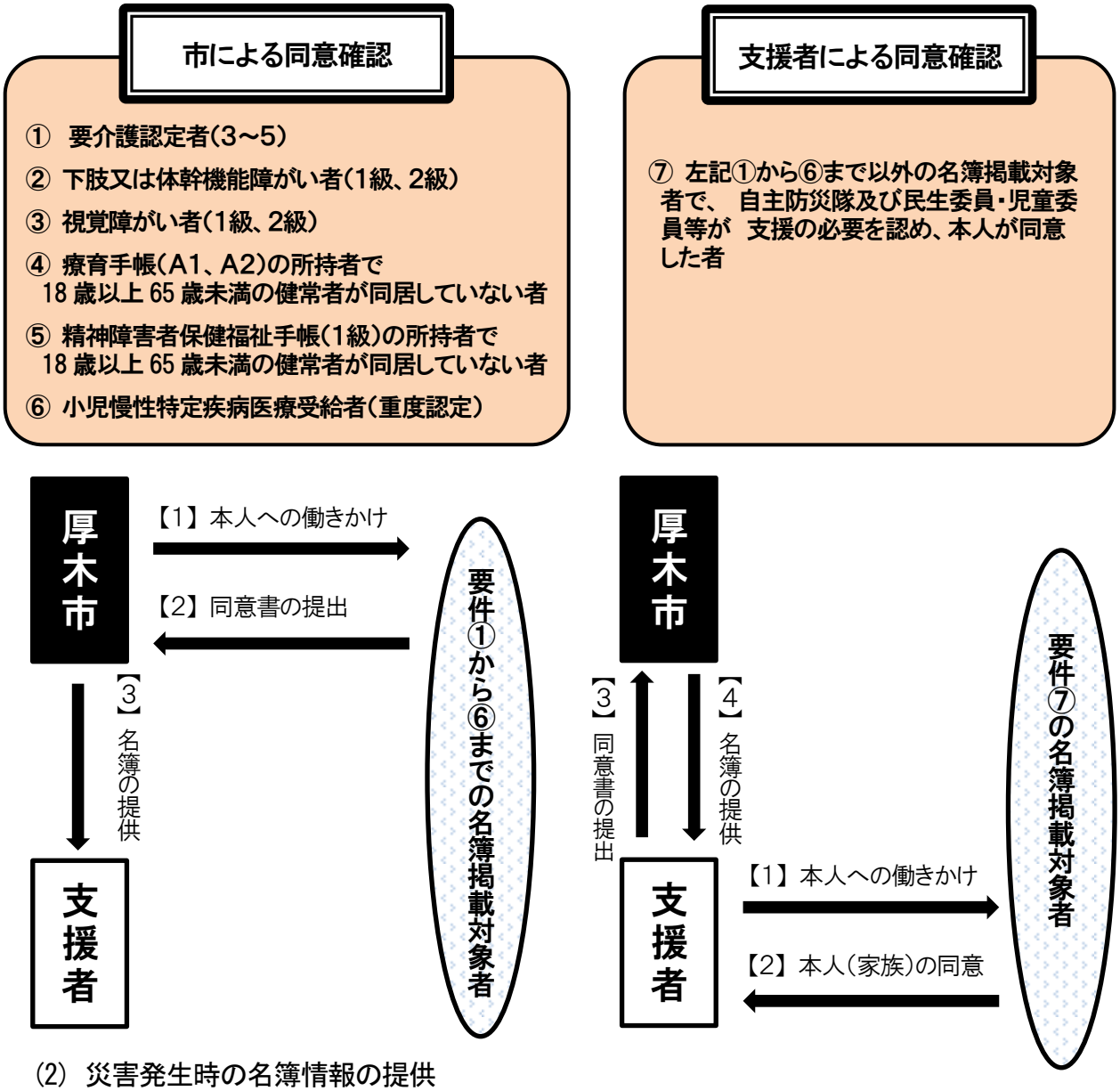

(2) 災害発生時の名簿情報の提供

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、避難行動要支援者の生命、身体を保護するために、特に必要があると認めるときは、避難支援の実施に必要な限度で、「名簿掲載についての同意をしなかった人を含む全ての避難行動要支援者の名簿情報」を避難支援等関係者等に提供します。

市は、災害発生時に速やかな名簿提供を行うことができるよう、部署間の連携を推進し、庁内の支援体制を構築します。

6　名簿情報の管理

(1) 市の名簿情報の管理

市は、収集した個人情報を基に作成する名簿について、災害発生時等の状況を考慮して、電子データ及び紙媒体の名簿をそれぞれ作成し、次のとおり管理します。

【市の名簿情報の管理方法】

名簿情報の記録媒体	名簿情報の管理方法
電子データ （主に市内部で管理のために利用）	■部外の職員がデータを閲覧することができないよう、あらかじめ担当職員を所属長が指名し、該当する職員へパスワードを付与して管理する。 ■パスワードが担当職員以外に漏えいすることがないよう、厳正な管理を行う。
紙媒体 （主に避難支援等関係者に提供）	■紙媒体の名簿は、施錠が可能な保管庫等に保管する。 ■紙媒体の名簿は、必要時以外に持ち出さず、部外者の閲覧ができないよう厳重に管理する。

(2) 避難支援等関係者の名簿情報の管理

名簿情報の提供を受ける避難支援等関係者のうち、行政機関以外の者は、名簿情報の提供に際して、個人情報の管理を適切に行うために市と覚書を締結します。

また、避難支援等関係者には名簿情報に関して知り得た秘密を漏らしてはならないという法律上の守秘義務が課せられていますので、個人情報の取扱いには十分な注意が求められます。

そこで、名簿情報の取扱いについては、あらかじめ組織内で情報共有の範囲などの取扱方法を定めた上で、施錠できる場所等に保管することで、名簿を紛失しないよう管理を徹底する必要があります。

7　個別計画の作成等

(1) 個別計画の作成

個別計画は、災害が発生した際に、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援を行うために、本人の具体的な状況、避難支援の方法及び避難所での生活支援に必要な情報をあらかじめ計画として整理したものであり、自主防災隊等の避難支援等関係者が名簿情報と併せて使用します。

災害時要援護者支援制度でも個別計画を作成していましたが、書式や記載項目を見直した上で、引き続き個別計画を改めて作成し、市と避難支援等関係者で共有します。

個別計画の作成に当たっては、これまでの「厚木市災害時要援護者支援制度推進に係る申合せ事項」を踏まえた方法を基本としますが、避難行動要支援者本人の聴き取りについては、日頃から対象者と密接な関わりがある福祉サービス提供者等が行い、避難支援等関係者とのマッチングは自主防災隊や民生委員・児童委員が行うなど、より多くの関係者の協力を得ながら柔軟な推進体制を構築します。

(2) 個別計画の共有

個別計画は、同意書を提出された要支援者の避難支援に必要な範囲で、市及び避難支援等関係者で保有し、平常時から情報を共有します。

また、個別計画には個人情報が多く記載されていることから、その取扱いには十分な注意を払い、日頃の見守り活動及び災害発生時の避難支援以外の目的では使用しません。

(3) 個別計画の記載事項

個別計画には、主に次のような項目を記載事項として位置付けます。

個別計画に掲載する事項

1　避難の際に配慮する事項、同居家族の状況、家で普段いる部屋

2　補装具、医療や介護に必要な器具、施設の利用状況

3　日頃利用しているサービス、避難場所又は避難所、避難経路

4　地域の見守り協力者、必要な支援の内容、地図情報など

また、避難行動要支援者の避難支援をより確実なものとするために、個別計画に本人の自宅や避難所を記した地図を掲載するよう努めます。

【避難行動要支援者支援の流れ】

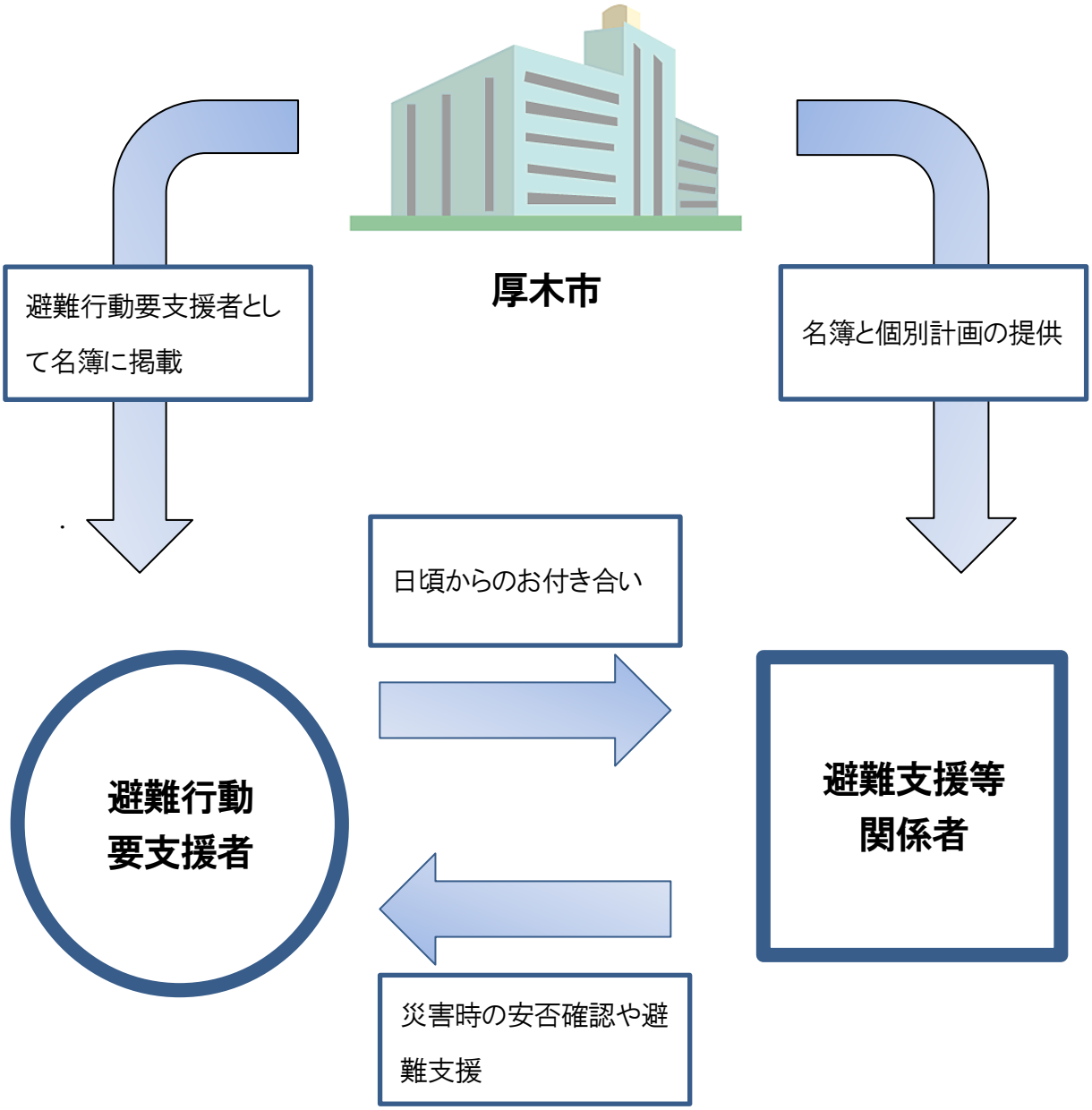

8　避難行動要支援者の避難支援

(1) 市及び避難支援等関係者の役割

避難行動要支援者の避難支援において、市及び避難支援等関係者が果たすべき役割は、次のとおりです。

機関名		平常時	災害時
厚木市	厚木市 （災害対策本部）	・避難行動要支援者避難支援計画の管理 ・避難行動要支援者名簿の管理・把握 ・避難行動要支援者参加型の防災訓練の企画・実施 ・避難行動要支援者支援体制の構築	・市民（主に避難支援等関係者）への防災・避難情報の伝達 ・市内の被害状況に基づく避難場所の開設指示 ・避難支援に必要な関係機関（県、自衛隊、協定締結団体等）との連絡調整
厚木市	厚木市 （要支援者支援班）	・避難行動要支援者名簿の管理・更新 ・避難支援等関係者への名簿提供 ・個別計画の策定・管理・更新及び提供	・避難支援等関係者と連携した避難行動要支援者の安否確認・避難状況の把握 ・地区担当班と連携した避難所での要支援者への支援 ・協定による緊急受入れ施設の開設支援
厚木市	厚木市 （地区担当班）	・避難行動要支援者名簿の管理・把握 ・避難所運営委員会への積極的な参加 ・避難所運営訓練への参加 ・避難所の良好な生活環境の確保	・避難所運営委員会と連携した避難所の運営支援 ・避難所での避難行動要支援者の安否確認 ・避難所内に設置する福祉避難室での受入れ ・各避難所での避難行動要支援者の安否情報の集約
避難支援等関係者	自主防災隊	・避難行動要支援者名簿の管理・把握 ・個別計画の策定支援・管理・把握 ・避難行動要支援者の安否確認体制の構築 ・避難行動要支援者に対する日々の声かけ ・自治会行事等への参加呼びかけ ・地域での見守り協力者との協力	・避難行動要支援者及び地域での見守り協力者への避難情報等の伝達 ・地域での見守り協力者との連携・協力 ・避難行動要支援者の避難支援、安否確認
避難支援等関係者	民生委員・児童委員	・避難行動要支援者名簿の管理・把握 ・個別計画の策定支援・管理・把握 ・避難行動要支援者の安否確認体制の構築 ・避難行動要支援者に対する日々の声かけ ・地域の防災訓練への積極的な参加 ・地域での見守り協力者との協力	・避難行動要支援者及び地域での見守り協力者への避難情報等の伝達協力 ・地域での見守り協力者との連携・協力 ・避難行動要支援者の避難支援、安否確認
避難支援等関係者	社会福祉協議会	・避難行動要支援者名簿の管理・把握 ・地域における避難行動要支援者への支援環境の構築 ・災害ボランティア支援体制の構築	・災害救援ボランティア支援センターの開設によるボランティアの受入れ
避難支援等関係者	地域包括支援センター	・避難行動要支援者名簿の管理・把握 ・個別計画の策定支援 ・避難行動要支援者の安否確認体制の構築	・市へ避難行動要支援者の安否状況報告
避難支援等関係者	障がい者基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センター	・避難行動要支援者名簿の管理・把握 ・個別計画の策定支援 ・避難行動要支援者の安否確認体制の構築	・市へ避難行動要支援者の安否状況報告
避難支援等関係者	厚木警察署	・避難行動要支援者名簿の管理・把握	・災害発生現場における警察活動と併せて、市及び他の避難支援等関係者の要請に応じた支援
避難支援等関係者	厚木市消防	・避難行動要支援者名簿の管理・把握	・災害発生現場における消防活動と併せて、市及び他の避難支援等関係者の要請に応じた支援
避難支援等関係者	消防団	・避難行動要支援者名簿の管理・把握 ・地域の防災訓練への積極的な参加	・災害発生現場における消防団活動と併せて、市及び他の避難支援等関係者の要請に応じた避難支援

(2) 避難のための防災情報の伝達

災害発生時には、市から様々な防災情報を市民に向けて発信しますので、避難支援等関係者は、避難に必要となる防災情報を入手して、避難行動要支援者へ伝達します。

ア　避難を促す防災情報

（ア）避難準備・高齢者等避難開始

災害時に事態の推移によって、避難勧告等を発令する可能性がある場合に、避難のための準備などを呼び掛け、要配慮者に早めの避難を促す防災情報です。

（イ）避難勧告

対象となる地域の居住者、滞在者等に対して、一刻も早く安全な場所への立ち退きを促す防災情報です。

（ウ）避難指示（緊急）

避難勧告の状況よりも、災害による危険性が切迫した場合に発令する、最も緊急性の高い防災情報です。

イ　防災情報の伝達手段

市は、様々な手段を用いて、次のとおり災害時の防災情報を発信します。

No.	情報の伝達手段	情報の種類		情報の入手方法
		音声	文字	
1	**防災行政無線**による放送	○		相手から
2	**防災行政無線メールマガジン**の配信（事前登録制）		○	相手から
3	**防災行政無線テレホンサービス**	○		自分で
4	**防災ラジオ**による放送	○		相手から
5	**緊急速報メール**の配信（事前登録は不要）		○	相手から
6	**市ホームページ**への情報掲載		○	自分で
7	**市 twitter** による発信		○	自分で
8	**Tvk（テレビ神奈川）データ放送**での表示		○	自分で
9	**公民館車両、消防車両**による巡回広報	○		相手から
10	**ラジオ**による緊急放送 （**FM ヨコハマ** 84.7MHz、**FM カオン** 84.2MHz）	○		自分で

(3) 避難行動要支援者の安否確認

災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、避難行動要支援者の安否確認を迅速かつ的確に行い、自力での避難が困難な方は一刻も早い避難支援が重要になります。

避難行動要支援者の個別計画の有無にかかわらず、いざというときに迅速な安否確認を行う体制を構築し、避難行動要支援者を含めた訓練を実施することで、地域の防災力が高まります。

安否確認の方法の例

日頃からの見守り活動や地域の防災訓練の際に、安否確認訓練を取り入れることで、いざというときに素早い安否確認ができるようになりましょう。

1 名簿や個別計画による安否確認

2 「わが家は大丈夫。他の人を助けてほしい」黄色い布を掲げる安否確認
（全国で取り組まれている黄色いハンカチ作戦等）

3 自主防災隊での組、班単位による地域全体の安否確認

また、市は、名簿情報を有効に活用し、避難支援等関係者と連携をとりながら、地域での避難行動要支援者の安否情報を集約し、支援の漏れがないように必要な措置を講じます。

(4) 避難所への避難支援

あらかじめ個別計画で定めた避難支援等関係者を中心に、自主防災隊や近隣住民で協力しながら、避難行動要支援者を避難所まで避難誘導します。

また、避難行動要支援者の特徴に応じて、避難誘導を行う際に配慮すべき事項は異なるので、市は、様々な機会を捉えて避難支援等関係者に周知します。

このほか、市は、避難行動要支援者を避難所や緊急受入れ施設（18 ページ参照）に移送するため、運送事業者等と移送協力に関する協定を結び、確実な移送体制を構築します。

(5) 避難支援等関係者の安全確保

災害が発生した際は、避難支援等関係者も自分や家族の安全を確保することが第一です。その上で、避難行動要支援者に状況に応じた避難支援を行うことになります。

また、災害発生時に避難支援をできなかったことにより、避難支援等関係者が法的な責任を負いません。

市及び避難支援等関係者は、災害発生時に必ず支援が行われるものではないことをあらかじめ周知し、避難行動要支援者の理解を得るようにします。

9　避難所における支援

市は、避難所ごとに組織されている避難所運営委員会を中心に、自主防災隊及び民生委員・児童委員等の避難支援等関係者と連携しながら、避難所における要配慮者（避難行動要支援者を含む。）の支援を行います。

(1) 避難所における良好な生活環境の確保

避難所においては、要配慮者の避難状況に応じて、障がい者用トイレや段差を解消するためのスロープの設置など、様々な対応が求められます。

そこで、市は、避難所における良好な生活環境を確保するために、避難所となる施設について、可能な限りバリアフリー化に努めるとともに、非常時の通信手段の確保等の施設設備の充実に努めます。

また、避難所開設後には、要配慮者に配慮した食料や介護用品等の福祉用具が必要となることから、市は、これらの物資を計画的に備蓄するほか、事業者等との協定を締結することで迅速な調達に努めます。

(2) 避難所での情報伝達

視覚や聴覚に障がいがあり、避難所で提供する様々な情報を取得することが困難な方に対しては、健常者向けの音声による情報発信及び紙による情報の掲示に加えて、要約筆記、手話通訳、障がい者の言葉及び動作を理解できるボランティア等を配置するなど、適切な配慮をすることで情報伝達の多様化に努めます。

また、ボードに描かれたイラストを指差すことで、要配慮者が自分の意思を簡単に伝えることができる「コミュニケーションボード」を積極的に利用します。

(3) 保健福祉サービスの提供

避難所の要配慮者に対しては、避難所においても必要な保健福祉サービスを受けることができるよう、平常時から関係機関及び保健福祉サービス事業者と連携し、必要に応じて福祉施設等に一時入所するなど、保健福祉サービスを提供できるようにします。

(4) 在宅の避難行動要支援者への支援

自宅等の状況により、避難所への避難を必要とせず、自宅等にとどまり生活している避難行動要支援者についても、被災により日常的な生活が困難になることが予想されるため、避難支援等関係者及び地域住民等と協力した上で、避難所と同様に必要な物資の供給及び保健福祉サービス等を提供できるよう努めます。

(5) 緊急受入れ施設及び福祉避難所の充実

災害が発生した際は、避難行動要支援者も原則として、小・中学校等の避難所に避難し、他の避難者と同様に避難生活を送ることになります。

しかしながら、避難行動要支援者の中でも、介護が必要な高齢者や障がい者等で避難所の生活に支障のある方は、市が協定を締結している社会福祉施設等の緊急受入れ施設に避難できるよう、協定施設と速やかな連絡調整を行います。

今後も協定施設の更なる充実を図るため、市は、引き続き緊急受入れに関する協定の締結に努めるとともに、二次的な避難所として、より特別な配慮がなされた「福祉避難所」の指定に向けて、民間の社会福祉施設等と調整を行います。

【市内の緊急受入れ施設】

No.	施設名称	住所
1	社会福祉法人敬和会(けいわ荘)	下荻野 2117-2
2	社会福祉法人神奈川やすらぎ会(高齢者総合福祉ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ森の里)	下古沢 193
3	社会福祉法人神奈川やすらぎ会(特別養護老人ホーム第 2 森の里)	飯山 3425
4	社会福祉法人厚木慈光会(睦合ホームやすらぎ)	下川入 1296
5	社会福祉法人厚木慈光会(睦合ホームすこやか)	下川入 1321
6	社会福祉法人清琉会(玉川グリーンホーム)	小野 734-2
7	社会福祉法人誠々会(甘露苑)	山際 1350-1
8	社会福祉法人くすのき(メイサムホール)	愛甲 2208-1
9	社会福祉法人紅梅会(紅梅学園)	上荻野 5303
10	社会福祉法人すぎな会(すぎな会愛育寮)	小野 2136
11	社会福祉法人神奈川県総合ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ事業団(七沢学園)	七沢 516
12	社会福祉法人愛の森(愛の森学園)	森の里青山 14-2
13	社会福祉法人野百合会(野百合園)	上荻野 5160
14	社会福祉法人かながわ共同会(厚木精華園)	上荻野 4835-1
15	社会福祉法人かながわ共同会(愛名やまゆり園)	愛名 1000
16	社会福祉法人康仁会(はなの家とむろ)	戸室 5-9-15
17	社会福祉法人聖和むつみ会(グランモールさくら及川)	及川 793
18	医療法人社団福寿会(コミュニティケア北部)	下荻野 941-1
19	特定医療法人仁厚会(ぬるみず)	温水 1845-1
20	社団医療法人社団三思会(さつきの里あつぎ)	船子 322-1
21	医療法人聖和会(さくら)	上古沢 1915
22	医療法人聖和会(さくらサテライト)	上古沢 1702
23	医療法人社団藤和会(こまち)	小野 763-1
24	医療法人沖縄徳洲会(リハビリケア湘南厚木)	戸田 2446-15
25	飯山温泉旅館組合	状況により受入れ施設を決定
26	東丹沢七沢旅館組合	状況により受入れ施設を決定
27	厚木ホテル協議会	状況により受入れ施設を決定

10　より充実した支援のために

(1) 避難行動要支援者本人を始めとする市民の防災意識の啓発

避難行動要支援者の円滑な避難支援を行うためには、何よりもまず避難行動要支援者本人に、防災に関する意識を高めていただくことが重要なことから、市は様々な機会を通じて、いざというときの避難方法など、災害の備えに必要な知識や技術を普及・啓発します。

なお、周知をしていく際には、録音、点字、ＳＰコード※及びイラストを取り入れた文書を利用し、分かりやすい言葉の使用や漢字にはルビを振るなど、それぞれの特徴に応じた方法により、関係団体等の理解と協力を得ながら周知に努めます。

また、避難支援等関係者を始めとする市民の理解と協力こそが、有効な避難支援に結び付くことから、地域における防災意識の向上のために、避難支援計画の広報や説明会等の機会を継続して設けていくほか、防災講話や起震車体験等の啓発活動を積極的に実施します。

(2) 防災訓練等の実施

自主防災隊や地域で実施する防災訓練において、避難行動要支援者に対する情報伝達や安否確認、避難経路の確認など、避難行動要支援者の視点を取り入れた訓練を積極的に取り組むよう促すほか、市は、避難行動要支援者本人が参加しやすい訓練、講習会等を実施します。

また、避難行動要支援者本人にも訓練に参加することで、日頃から、地域の人々と顔の見える良好な関係づくりを築けるように働きかけます。

※ ＳＰコードとは、紙に印刷される四角のコードで、
専用の読み上げ装置で読み取ると紙面の内容を
音声で聞くことができます。

(3) 避難支援等関係者との関係強化

避難行動要支援者に対する支援活動を的確に実施するために、市の関係部署及び避難支援等関係者が一同に会し、各自の役割分担や避難支援について、日頃から意見を交換する機会を設けることが迅速かつ適切な支援につながります。

そこで、市は、避難支援等関係者との連絡会を設置し、継続的に開催することで、避難支援等関係者との関係を強化します。

(4) 民間団体等との連携

これまで大規模災害が発生した時には、ボランティア団体、NPO 法人、マンション管理組合及び民間企業等の団体が、避難所運営の支援から、食料や物資の提供、災害廃棄物の片付けなど幅広い分野で大きな力となってきました。

特に、避難行動要支援者の避難所への移送については、多くのマンパワーが必要とされる一方、地域での担い手が不足しており、今後の重要な課題となっていることから、共助による新たな支援の枠組みを構築します。

市では、日頃から様々な民間団体と連携し、協力を得ながら避難行動要支援者の支援体制の裾野を広げます。

厚木市避難行動要支援者避難支援計画
（全体計画）

平成 28 年 11 月

発行　厚木市

〒243-8511
厚木市中町 3-17-17
電話（046）223-1511（代表）